

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： 立法学分科会 _____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	約 15 名の会員または連携会員
3	設置目的	これまで法学の主要な関心は、判例分析に象徴されるように、司法過程に向けられてきた。これは法解釈を中心課題とする実定法学についてだけでなく、法の哲学的・社会的・比較的・歴史的研究に従事している基礎法学諸分野にも多かれ少なかれ言える。法学者が立法過程に審議会委員として関与したり、個別的問題に関する立法論的提言を行ったりすることはあっても、立法全般を学問的主題とする体系的研究が確立されているとは言えない状況である。立法に至る民主的政治過程の実証的・比較的研究はこれまで、主として政治学者によって行われてきたが、民主的立法の質を全般的に向上させるための制度構築とその原理に関する規範的研究は手薄であった。この欠を埋めるべく「社会改革の手段としての立法」それ自体の改革に向けた法学諸分野の学際的研究協力を推進することが、本委員会の設置目的である。
4	審議事項	立法の規範原理、社会改革手段としての立法の可能性と限界、立法過程と熟議民主主義、立法帰結査定によるフィードバック機構、立法の品質管理における立憲主義的装置の意義など、設置目的に関わる諸問題全般について審議する。
5	設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	